

仕様書に対する質問・回答書

令和7年 5月 7日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
商号又は名称
役職・代表者名

公告番号	文第16号
業務名	令和7年度文化芸術の力を活用した地域のにぎわい創出事業実施業務
質問事項	<p>①予算執行の期間について、事業が採択され契約締結後から事業スタート（予算執行）が可能になりますが、何月何日が契約予定日でしょうか。</p> <p>②本団体はチラシ・ポスター・記録集作成などデザイン業務を行う能力がありますが、デザイン費は計上しない方がよろしいでしょうか。もしくはあえて他のデザイン会社に外注した方がよろしいでしょうか。</p> <p>③事務用品のレンタルおよび購入は不可とありますが、パソコンやタブレット、カメラ等の撮影機器、プロジェクターなども同様でしょうか。</p>
回答	<p>①6月2日～6日頃を予定しています。</p> <p>②デザイン制作にあたり実際に費用が発生し、その額が社会通念上妥当な金額であれば、計上可能です。</p> <p>③仕様書5（1）「予算に計上できる経費」として、「制作活動費（機材借料）」を記載しており、事業実施に必要な機材等を事業実施期間のみレンタルする場合、レンタル料は対象経費となります。</p>